

第 2 1 号議案

中野区職員の給与に関する条例及び中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に係る意見について

上記の議案を提出します。

令和 4 年（2 0 2 2 年）6 月 3 日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

中野区職員の給与に関する条例及び中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき区長から意見を求められたので、意見を申し出る必要がある。

中野区職員の給与に関する条例及び中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に係る意見について

中野区職員の給与に関する条例（昭和26年中野区条例第16号）及び中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年中野区条例第1号）の一部改正に当たり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき区長から意見を求められた別紙条例案について同意する。

中野区職員の給与に関する条例及び中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「教員」を「教諭」に改める。

- (1) 中野区職員の給与に関する条例（昭和26年中野区条例第16号）第1条第2項第1号
- (2) 中野区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年中野区条例第1号）第1条第2項

附 則

この条例は、公布の日から施行する。